

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
株式会社エイワ ン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町東園631-1	東伯郡北栄町松神字東灘山1209-1外2筆（1,651.7平方メートル）	砂（2,402.1立方メートル）	平成21年11月16日から平成22年5月15日まで	平成21年11月16日
株式会社エイワ ン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町東園631-1	東伯郡北栄町松神字高浜1205-360外5筆（4,615.7平方メートル）	砂（10,455立方メートル）	平成21年11月16日から平成22年11月15日まで	平成21年11月16日